

令和6年第2回国東市議会臨時会 提出議案

議案 第 44 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	P 1
議案 第 45 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	P 2

議案 2 件  
計 2 件

議案第 44 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 7 月 8 日提出

国東市長 松 井 督 治

1. 事故の内容

令和 6 年 2 月 20 日午後 2 時 20 分頃、市職員が国東市国東町深江の国道 213 号を公用車にて走行中、前方車両に追突し、当該車両を運転していた相手方に傷害を負わせた。

2. 損害賠償額 1,047,145 円

3. 和解の内容

- (1) 国東市は、相手方に対し、過失割合 10 割の 1,047,145 円を支払う。
- (2) 相手方は、国東市に対して本件に関し、今後異議の申立をしない。

4. 和解の相手方

議案第 45 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 7 月 8 日提出

国東市長 松 井 督 治

1. 事故の内容

令和 6 年 2 月 20 日午後 2 時 20 分頃、市職員が国東市国東町深江の国道 213 号を公用車にて走行中、前方車両に追突し、当該車両に乗車していた相手方に傷害を負わせた。

2. 損害賠償額 1,000,295 円

3. 和解の内容

- (1) 国東市は、相手方に対し、過失割合 10 割の 1,000,295 円を支払う。
- (2) 相手方は、国東市に対して本件に関し、今後異議の申立をしない。

4. 和解の相手方